

臨床医学委員会・基礎医学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：法医学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○臨床医学委員会 基礎医学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>法医学は、犯罪捜査の手掛かりや、裁判のための医学的証拠を見つけ出し、事件の解決・犯罪の抑止に貢献し、さらに、事故原因の解明や再発防止、大災害における個人識別など、安全・安心な社会の構築に重要な領域で近年の社会情勢の変化で必須度が増している。これは広範囲の領域を含み専門性が高い。日本では法医学を専門とする医師が極めて少ないことが問題となっている。また、日本では捜査機関が事例毎に法医学者に嘱託して解剖等により必要な体内情報を得る実務に追われる一方で、その法医学者養成のための予算が確保されておらず、臨床各科のように都道府県に必要な法医専攻医師の適正配置数の指標も確立されていない。</p> <p>人材確保・人材育成は、規模の小さな領域であるほど単独での対応が極めて困難である。そこで、本分科会では法医学のみでなく関連する病理学、公衆衛生学、医療安全、社会医学など関連する領域の委員により課題解決のための議論を行ってきた。</p> <p>第24期の分科会では、人材資源管理の観点から、医学生や初期研修医の進路選択の意思決定に関するアンケートにより、進路選択の意思決定に関わる因子を法医学に限らず行った。その結果、次世代の法医学者の確保における課題が示された。第25期では、この課題から法医学に進む若手医師確保の戦略、さらには、わが国における法医業務の運営制度の見直しについて経営学者からの意見等を伺い、報告「法医学を専攻する医師（法医）の確保と育成に向けて」として意思の表出を行った。第26期では法医学の現状と人材育成について、公開シンポジウムを開催して国民の理解を深める活動の推進を行う。</p>
4	審議事項	1. 法医学を志す若手医師の確保の在り方について

		2. 現状の法医学に関する制度の問題点と改善案 3. 法医学の重要性に関する国民の理解を深める活動の推進に係る審議に関すること
5	設置期間	令和6年1月25日～令和8年9月30日
6	備考	